大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営事業者募集要項

１　目的

この募集要項は，大崎市病院事業（以下「当病院事業」という。）が実施する「大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務」（以下「本業務」という。）について，その実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務の名称

大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務

（２）業務の目的

本業務は，デジタルサイネージの活用により，院内情報発信の効率化による職員の業務負担軽減及び院内環境の改善を図ることを主な目的とする。

併せて，事業者の専門的知見及び創意工夫を活用した情報提供の充実等を通じて，患者及び来院者の利便性向上その他病院運営に資する効果につなげるものとする。

（３）業務内容

「大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（４）事業実施期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

機器の設置時期，運用開始日及び撤去時期については，事業者選定後，当病院事業と選定事業者が協議のうえ決定する。事業者は，当病院事業が指定する日までに機器の設置，試験運用及び必要な調整を完了し，円滑に運用を開始できるようにしなければならない。

（５）事業者が負担する経費

事業者が負担する主な経費は，次のとおりとする。

ア　機器等の調達，設置，設定，試験運用及び撤去に要する経費

イ　配線工事，電源工事及び通信環境の整備に要する経費

ウ　広告の募集，審査用資料の作成，配信及び管理に要する経費

エ　機器等の保守，点検，清掃，修繕，交換及び障害対応に要する経費

オ　広告付きモニターに係る行政財産目的外使用料及び電気料

カ　原状回復に要する経費

キ　その他本業務の実施に必要な経費

病院専用モニターに係る行政財産目的外使用料は減免とし，電気料は当病院事業の負担とする。

（６）当病院事業への還元

金銭その他の還元提案は任意とする。還元を提案する場合は，内容，金額又は価額，提供時期，算出根拠及び条件を企画提案書に明記すること。選定に当たっては，金銭による還元額のみでなく，病院専用モニターの設置台数，設備・機能，患者及び来院者の利便性向上並びに職員の業務負担軽減等を総合的に評価する。

３　参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお，当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は，直ちに参加資格を失うものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし，同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が，その者に係る更生計画認可の決定があった場合には，当該申し立てがなされていない者とみなす。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし，同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が，その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合には，当該申し立てがなされていない者とみなす。

（５）大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日規則第３９号）第４条各号のいずれかに該当しないこと。

（６）大崎市から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（７）国税及び地方税を滞納していないこと。

（８）病院，官公庁，公共施設その他これらに類する施設において，デジタルサイネージ又は広告付き情報表示モニターの設置・運営業務を受託し，又は運営した実績を有すること。

４　募集要項等の公表及び入手方法

（１）公表期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２６日（木）まで

（２）入手方法

大崎市公式ウェブサイト（https://www.city.osaki.miyagi.jp）内「入札・契約関連情報（大崎市民病院)」からダウンロードすること。

５　現場説明

本業務の実施場所，機器の設置予定箇所，電源，通信環境，通行動線及び建物の状況等を確認するため，参加希望者を対象に現場説明を行う。現場説明への参加は任意とし，参加の有無は審査に影響しない。

（１）開催日時

令和８年１１月１２日（木）及び令和８年１１月１３日（金）で当病院事業が指定する日時

（２）参加人数

１事業者当たり３名以内とする。

（３）申込期限

令和８年１１月９日（月）午後５時まで

（４）申込方法

現場説明参加申込書（様式１）を，「１７書類提出先及び問合せ先」へ電子メールにより提出すること。開催日時及び集合場所等は，参加申込者へ電子メールで通知する。

６　募集要項及び仕様書等に関する質問及び回答

（１）提出方法

質問書（様式２）を，「１７書類提出先及び問合せ先」へ電子メールで提出すること。

電子メールの件名は，次のとおりとする。

【大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務募集要項等への質問】事業者名

（２）受付期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１６日（月）午後５時まで

（３）回答方法

質問に対する回答は，令和８年１１月１８日（水）までに大崎市公式ウェブサイト（https://www.city.osaki.miyagi.jp）内「入札・契約関連情報（大崎市民病院）」に質問者名を伏せて掲載する。なお，質問に対する回答は，募集要項及び仕様書等の追加又は修正として取り扱う。

７　参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は，次の書類を提出し，参加資格の審査を受けること。

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式３）

イ　事業実績調書（様式４）

ウ　税務署発行の納税証明書「その３の２又はその３の３」（発行後３ヶ月以内のもの）

エ　地方公共団体発行の納税証明（発行後３ヶ月以内のもの）

※県税及び市町村税の納税が確認できるもの

オ　商業登記簿謄本　（発行後３ヶ月以内のもの）

カ　財務諸表類の写し（直近３年分）

※貸借対照表及び損益計算書等，経営実績が分かるもの

キ　会社概要または事業概要等（パンフレット等）

（２）提出部数

各１部

（３）提出期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月２６日（木）午後５時まで

（４）提出方法

「１７書類提出先及び問合せ先」まで，持参（大崎市の休日を定める条例（平成１８年３月３１日条例第２号）に規定する休日を除く日の午前８時３０分から午後５時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし，提出期限内に必着とする。）とする。

８　参加資格の審査及び結果通知

（１）審査方法

当病院事業は，提出書類に基づき，第３項に掲げる参加資格の審査を行う。

必要があると認める場合は，提出者に対し，説明又は追加資料の提出を求めることがある。

（２）結果通知予定日

令和８年１２月４日（金）

（３）通知方法

参加表明者全員に，参加表明書に記載された担当者の電子メールアドレス宛てに通知する。参加資格を有すると認めた者には企画提案書の提出を要請し，有しないと認めた者にはその理由を付して通知する。

９ 企画提案書等に関する質問及び回答

（１）提出方法

質問書（様式２）を，「１７書類提出先及び問合せ先」へ電子メールで提出すること。

電子メールの件名は，次のとおりとする。

【大崎市病院事業デジタルサイネージ設置・運営業務企画提案書への質問】事業者名

（２）受付期間

令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月１１日（金）午後５時まで

（３）回答方法

質問に対する回答は，令和８年１２月１５日（火）までに大崎市公式ウェブサイト

（https://www.city.osaki.miyagi.jp）内「入札・契約関連情報（大崎市民病院）」に質問者名を伏せて掲載する。なお，質問に対する回答は，企画提案書等の追加又は修正として取り扱う。

１０　企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められ，企画提案書の提出要請を受けた者は，第１１項「企画提案書作成要領」に従い，企画提案書等を提出すること。

（１）提出書類

ア　企画提案書（原則として任意様式とする。ただし，表紙は様式５，会社概要書は様式５－１，業務実績調書は様式５－２を使用すること。）

イ　カタログ，図面その他提案内容を補足する資料（任意。企画提案書の末尾に添付すること。）

（２）提出形式

PDF 形式の電子データ一式

（３）提出期間

令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月２３日（水）午後５時まで

（４）　提出方法

第１７項「書類提出先及び問合せ先」へ，電子メールにより提出すること。添付ファイルの容量等により送信できない場合は，提出期限前に当病院事業へ連絡し，その指示に従うこと。

１１　企画提案書作成要領

（１）一般事項

ア　企画提案書は，原則として任意様式とし，PDF 形式の電子データにより作成すること。ただし，表紙，会社概要書及び業務実績調書は，指定様式を使用すること。

イ　用紙サイズは A4 判，縦向き，横書きを原則とする。ただし，図面等については，A3 判を使用することができる。

ウ　企画提案書は，第１４項「評価項目及び評価基準」の項番１から１１までの順に区分し，各区分の冒頭に項番及び評価項目名を明記すること。

エ　複数の評価項目に関係する内容は，主として該当する項目に記載し，他の項目には参照先を明記するなど，重複を避けること。

オ　図表，写真及びイメージ図等を使用することができる。ただし，提案内容及び仕様との対応関係を明確にすること。

カ　企画提案書及び補足資料は，第１１項（２）に定める順序により，原則として１つの PDF ファイルにまとめること。ただし，データ容量その他の事情により分割する場合は，ファイル名及び閲覧順序を明確にすること。

キ　PDF ファイルには，表紙，目次及び通しのページ番号を付すこと。

ク　文字サイズは，原則として１１ポイント以上とする。ただし，図表中の文字は，判読可能な大きさとすること。

ケ　専門用語及び略語等を使用する場合は，初出時に説明を記載し，業務に精通していない者でも理解できるよう，簡潔かつ具体的に記載すること。

コ　カタログ等を添付する場合は，提案対象となる製品及び仕様を明示すること。

サ　提案内容は，事業者の責任において実施可能なものに限ること。

（２）企画提案書の構成

企画提案書は，次の構成により作成すること。

ア　表紙（様式５）

イ　目次

ウ　会社概要書（様式５－１）

エ　評価項目１「業務方針及び実施体制」

オ　評価項目２「機器等及び必須仕様」

カ　評価項目３「表示内容及び来院者の利便性」

キ　評価項目４「広告付きモニター及び広告運用」

ク　評価項目５「職員負担軽減及び自由提案」

ケ　評価項目６「選択提案」

コ　評価項目７「施工，安全及び施設との調和」

サ　評価項目８「保守，障害及び緊急時対応」

シ　評価項目９「情報セキュリティ」

ス　評価項目１０「実績」〔業務実績調書（様式５－２）〕

セ　評価項目１１「事業収支及び病院への還元」

ソ　カタログ，図面その他提案内容を補足する資料（任意）

エからソまでの各評価項目は，第１４項「評価項目及び評価基準」の順序及び名称と一致させ，各評価基準を踏まえて作成すること。評価項目１０「実績」は業務実績調書（様式５－２）を使用し，その他の評価項目はそれぞれ１ページ以上作成すること。

各評価項目には，各評価基準を踏まえ，提案内容を具体的に記載すること。なお，仕様書に定める必須仕様への適合状況は，評価項目２「機器等及び必須仕様」に明記すること。

企画提案書の作成に当たっては，仕様書第９項「提案を求める事項」に掲げる内容を，各評価項目に対応させて記載すること。

１２　プレゼンテーション及びヒアリング

大崎市病院事業広告審査委員会において，企画提案書の内容に基づくプレゼンテーシ

ョン及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し，審査する。なお，プレゼンテーション等を辞退する場合は，プレゼンテーション等の実施前日までに，辞退届（任意様式）を提出すること。

（１）日程及び場所

企画提案者へ別途通知する。

（２）実施時間

１提案者当たり４５分（プレゼンテーション１５分，ヒアリング３０分）以内とする。

（３）参加人数

１提案者当たり５名以内とする。

（４）実施順

企画提案書の受付順とする。

（５）使用機材

当病院事業は，大型モニター又はプロジェクター及びスクリーンを用意する。接続方式は HDMI を原則とする。パソコン，接続用変換機器その他必要な機材は，提案者が準備すること。

（６） 注意事項

ア　プレゼンテーションにおいて，提出済みの企画提案書を基に作成した説明資料を使用することができる。ただし，企画提案書に記載のない新たな提案又は企画提案書の内容を変更する説明は認めない。

イ　既に提出された企画提案書の差替え又は追加は認めない。誤字脱字がある場合には，プレゼンテーション時に説明すること。

ウ　プレゼンテーション開始予定時刻の１５分前までに所定の場所に到着していること。

エ　プレゼンテーション審査の詳細な日程等については，電子メールにより通知する。

１３　評価及び事業者の選定

（１）選定方法

ア　大崎市病院事業広告審査委員会は，企画提案書及びプレゼンテーション等を評価基準に基づき審査し，全審査委員の平均評価点が最も高い提案者を優先交渉権者として，第２位の提案者を次順位候補者として選定する。ただし，平均評価点が６０点未満の場合は選定しない。

イ　優先交渉権者との間に仕様協議が成立した場合は選定事業者として決定する。なお，仕様協議不成立の場合は，次順位候補者と仕様協議を行い，協議成立の場合は選定事業者としてこれを決定する。

ウ　選定事業者は，仕様協議の成立後，行政財産の目的外使用許可に係る申請を行うものとする。当病院事業は，当該申請について，関係規程に基づき審査し，必要な手続を行う。

エ　最高評価点が同点となった場合は，全審査委員による評価項目５「職員負担軽減及び自由提案」の平均評価点が高い者を上位とする。当該平均評価点も同点の場合は，評価項目３「表示内容及び来院者の利便性」の平均評価点が高い者を上位とし，なお同点の場合は，審査委員会の協議により決定する。

（２）失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　提出期限を過ぎた場合

イ　提出書類に虚偽の記載をし，その他不正の行為をした者

ウ　特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者又は欠席した者

エ　本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた者

オ　審査の公平性を害する行為を行った者

カ　選定委員又は本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合

キ　その他，募集要項に定める手続き，方法等を遵守しない場合

ク　企画提案の内容が，仕様書に定める必須仕様を満たしていない場合

（３）選定結果の通知

選定結果は，全ての企画提案者に書面により通知する。

１４　評価項目及び評価基準

評価は１００点満点とし，次の基準により行う。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	業務方針及び実施体制	業務目的を的確に理解し，実施方針，責任体制，人員体制，役割分担，連絡体制及び事業継続性が適切であるか。また，プレゼンテーション及びヒアリングにおいて，提案内容を明確に説明し，質問の趣旨を踏まえた的確な回答がなされているか。	１０点
2	機器等及び必須仕様	必須仕様を満たした上で，機器の性能，台数，耐久性，操作性，保証及び実用性が優れているか。	１０点
3	表示内容及び来院者の利便性	視認性及び多様な利用者への配慮が優れているか。	１０点
4	広告付きモニター及び広告運用	設置場所，台数，番組構成及び病院情報枠が適切であり，広告募集力，広告審査体制及び継続性が十分であるか。	１０点

項番	評価項目	評価基準	配点
5	職員負担軽減及び自由提案	病院職員による情報更新が容易かつ効率的であり，運用支援，追加設備・機能その他の提案が職員の負担軽減及び病院運営に有益であるか。	１５点
6	選択提案	選択提案の内容が，本業務の質の向上，患者・来院者の利便性向上又は職員の負担軽減等に有益であるか。	１０点
7	施工, 安全及び施設との調和	施工計画及び安全対策が適切であり，診療業務，通行・避難，施設管理及び院内美観への配慮が十分であるか。	１０点
8	保守, 障害及び緊急時対応	保守体制，障害対応，復旧方策，代替機及び災害その他緊急時の対応が迅速かつ実効的であるか。	１０点
9	情報セキュリティ	通信回線，認証，権限，外部記録媒体及びデータの管理並びに事故時の対応が適切であるか。	５点
１０	実績	病院，官公庁，公共施設等における同種又は類似業務の実績及びノウハウが十分であるか。	５点
１１	事業収支及び病院への還元	収支計画及び事業継続方策が妥当であり，還元提案がある場合は，その内容が有益かつ確実であるか。	５点
	合計		１００点

１５　その他

（１）参加表明書及び企画提案書の提出者が１者の場合でも，本プロポーザルは成立する。ただし，最低基準点に達しない場合は，優先交渉権者として選定しない。

（２）参加表明書を提出した者は，本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。

（３）提案者は，募集要項及び仕様書等の不知又は不明，企画提案書の記載事項の錯誤等を理由に提案及び企画提案書提出後に異議を申し立てることはできない。

（４）提出書類の作成及び提出等一切の経費は，提出者の負担とする。

（５）本業務の開始前に，緊急等やむを得ない理由等により，業務を実施することができない場合には，本プロポーザルを停止，中止又は取り消すことがある。なお，その場合，本プロポーザルに要した経費を大崎市病院事業に請求することはできない。

（６）企画提案書等の評価において，不明点等があった場合，補足説明を求める場合がある。ただし，当該補足資料等において，提案内容が変わる修正は認めない。

（７）提出された書類は返却しない。

１６　スケジュール

項番	内容	年月日
1	募集要項・仕様書等の公表開始	令和８年１１月４日（水）
2	現場説明参加申込期限	令和８年１１月９日（月）
3	現場説明期間	令和８年１１月１２日（木）及び令和８年１１月１３日（金）
4	募集要項・仕様書等への質問受付期限	令和８年１１月１６日（月）
5	質問への回答期限（募集要項・仕様書）	令和８年１１月１８日（水）
6	参加表明書等の提出期限	令和８年１１月２６日（木）まで
7	参加資格審査結果通知・企画提案書提出要請	令和８年１２月４日（金）
8	企画提案書の質問受付期間	令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月１１日（金）まで
9	質問への回答期限（企画提案書）	令和８年１２月１５日（火）
１０	企画提案書等の提出期間	令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月２３日（水）まで
１１	プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月上旬予定
１２	選定結果通知	令和９年１月中旬予定
１３	優先交渉権者との協議	令和９年１月下旬予定
１４	運用開始	令和９年４月予定

各実施日は，当病院事業の都合その他やむを得ない事情により変更する場合がある。

１７　書類提出先及び問合せ先

（１）部署名：大崎市病院事業経営管理部経営医事課経営戦略係

（２）所在地：〒９８９－６１８３　宮城県大崎市古川穂波三丁目８番１号

（３）電話：０２２９－２３－３３１１（内線１１１３）

（４）FAX：０２２９－２３－５３８０

（５）電子メール：kikaku@h-osaki.jp